

◎新潟県告示第822号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-1-ベンゾイル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1Bz-LSD）及びその塩類
- (2) tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート（通称名：NBoc-DMT、NB-DMT）及びその塩類
- (3) (4S,5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R,5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン（通称名：4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年8月30日